

旧	新
<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。</p> <p>2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。</p> <p>(証券総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。</p> <p>3 お客様は、証券総合取引の申込時に、本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人</p>	<p>(規定の趣旨)</p> <p>第1条 この規定は、投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）および、公共債（国債、地方債、政府保証債等）に関する取引について、お客様と株式会社富山第一銀行（以下「当行」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。この規定に別段の定めがないときには、第2条各号に掲げる約款によるものとします。</p> <p>2 お客様は、投資信託および公共債の取引について、この規定に掲げる事項をご承諾いただき、自らの判断と責任において投資信託または公共債の取引を行うものとします。</p> <p>(証券総合取引の利用)</p> <p>第2条 お客様は、この規定に基づいて次の各号に掲げる約款に係る取引（以下「証券総合取引」といいます。）をいつでもこの規定および約款（以下「約款等」といいます。）の定めるところにより、ご利用いただけます。</p> <p>① 証券振替決済口座管理約款 ② 投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ③ 投資信託定時定額買付取引約款 ④ 証券特定口座約款 ⑤ 非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款</p> <p>(申込方法等)</p> <p>第3条 お客様は、当行所定の手続きにより証券総合取引を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り証券総合取引を開始することができます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い、取引時確認を行わせていただきます。</p> <p>2 前項の申込みにあたっては、証券振替決済口座管理約款第1条に規定する有価証券に係るお客様の口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）の開設も併せて申し込むものとします。</p> <p>3 お客様は、証券総合取引の申込時に、本人確認書類および共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人</p>

番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印(以下、「お届け印」といいます。)を届け出ていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。

4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付(電磁的方法等での交付を含む)を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。

- ① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。
- ② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。
- ③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。
- ④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。
- ⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。

(指定預金口座)

第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所(以下「取扱店」といいます。)にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定していただきます。

2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。(ただし、インターネット支店を除きます。)

3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届けいただいた名義と同一名義に限るものとします。

番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。)等に加え、個人の場合は、氏名、住所および生年月日を、法人の場合は、名称、住所、代表者の役職氏名、および次条に定める指定預金口座のお届け印(以下、「お届け印」といいます。)を届け出ていただきます。ただし、共通番号等についてすでにその届け出がされている場合には、改めてお届けいただく必要はありません。

4 お客様は、次の各号に掲げる事項を理解したうえで、証券総合取引を行うものとします。また、投資信託の購入に際しては、その投資信託に関する目論見書および目論見書補完書面の交付(電磁的方法等での交付を含む)を受け、その内容を確認のうえ、購入の申込みをするものとします。

- ① 投資信託および公共債は、預金ではないこと。
- ② 投資信託および公共債は、預金保険法が定める預金保険の対象ではないこと。また、当行で購入いただいた投資信託および公共債は投資者保護基金の対象ではないこと。
- ③ 投資信託および公共債は、元本保証または利回り保証のいずれもないこと。
- ④ 投資信託は投資信託委託会社が設定・運用を行い、当行はお申込みの取扱いをしていること。
- ⑤ 投資信託および公共債は投資した資産が減少して、あるいは価格が下落して、購入金額を下回る場合があり、これによる損失は購入者であるお客様が負担することになること。

(指定預金口座)

第4条 お客様がお取引いただく当行の本支店または出張所(以下「取扱店」といいます。)にて証券総合取引の申込みをされる場合には、お客様の証券振替決済口座でのすべての投資信託および公共債の取引により生ずる当行がお客様にお支払いする金銭を入金する預金口座(以下「指定預金口座」といいます。)を指定していただきます。

2 指定預金口座は、当行の普通預金口座または当座勘定に限るものとします。(ただし、インターネット支店を除きます。)

3 指定預金口座は、証券総合取引のお申込時にお届けいただいた名義と同一名義に限るものとします。

4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出ていただきます。その場合の取扱いは前二項に準じます。

5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。

6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載して通知しますので、その内容をご確認ください。

（取引残高報告書等の送付）

第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を通知します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上通知します。

2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の通知を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく通知するものとします。

3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。

4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

4 指定預金口座を変更されるときは、当行所定の書面によって届け出ていただきます。その場合の取扱いは前二項に準じます。

5 当行は、お客様の証券振替決済口座での証券総合取引により生じる、当行がお客様にお支払いする金銭のすべてを指定預金口座へ入金します。また、お客様の証券振替決済口座での投資信託または公共債の取引により生じる、お客様が当行に支払いする金銭については、お客様からの依頼に基づき、指定預金口座から口座振替の方法により当行所定の支払日・時限までにお支払いいただきます。ただし、支払方法について別に当行が指定した場合は、その方法によりお支払いいただきます。

6 当行が、投資信託の収益分配金・償還金・解約代金・買取代金等または公共債の利金・償還金・買取代金等をお支払いする場合で、指定預金口座に入金するときは、取引報告書（契約締結時交付書面）およびその他書面に入金金額等を記載して通知しますので、その内容をご確認ください。

（取引残高報告書等の送付）

第5条 証券総合取引のお申込みをされ、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高があるお客様には、原則として3か月ごとに取引残高報告書を通知します。ただし、証券振替決済口座に投資信託または公共債の残高はあるものの1年以上取引がないお客様には、年1回以上通知します。

2 前項にかかわらず、お客様が取引の都度取引残高報告書の通知を受けることを当行にご請求されたときは、取引に係る受渡決済後遅滞なく通知するものとします。

3 前二項の取引残高報告書には、お客様が対象期間に取引された投資信託および公共債の約定年月日、受渡年月日、購入または解約・買取り等の別、銘柄、単価、購入時手数料等を含む受渡金額などが記載されています。

4 取引残高報告書の記載内容にご不審な点があるときは、速やかに当行のリテール部に直接ご連絡ください。取引残高報告書の到着後、15日以内にご連絡がなかった場合、当行は、その記載事項のすべてについて承諾いただいたものとして取り扱わせていただきます。

5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。

6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ③ 本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 証券振替決済口座管理約款第16条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

5 当行は、第1項にかかわらず、お客様が特定投資家（金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客様からの取引残高報告書に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより取引残高報告書の通知を行わないことがあります。

6 当行が届出のあった氏名または名称、住所にあてて取引残高報告書その他の送付書類を発送または通知を行った場合、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（免責事項）

第6条 当行は、次の各号に掲げる場合に生じた損害については、その責を負いません。

- ① 次条第1項による届出の前に生じた損害
- ② 本人確認書類をご提出いただけなかったために投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしなかった場合に生じた損害
- ③ 本人確認書類としてご提出いただいた各種証明書類が真正なものであるかを相当の注意をもって確認し、真正なものと認めて投資信託または公共債の振替または換金、その他の取扱いをしたうえで、当該本人確認書類について偽造・変造その他の事故があった場合に生じた損害
- ④ 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、または当行の責めによらない事由により、記録設備の故障等が発生したため、投資信託または公共債の振替または換金に直ちには応じられない場合に生じた損害
- ⑤ 前号の事由により、投資信託または公共債の記録が滅失等した場合または証券振替決済口座管理約款第10条による償還金等の指定預金口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- ⑥ 証券振替決済口座管理約款第16条の事由により、当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害

⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(届出事項の変更等)

第7条 お客様は氏名または名称、住所もしくは証券振替決済口座管理約款第3条の2に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の手続きによって届け出ていただきます。

2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。

(成年後見人等の届出)

第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。

⑦ 当行が金銭を指定預金口座へ入金した後に生じた損害

⑧ 電信または郵便の誤配、遅延等、当行の責に帰すことのできない事由により生じた損害

(届出事項の変更等)

第7条 お客様の氏名または名称、住所もしくは証券振替決済口座管理約款第3条の2に規定する共通番号その他届出事項に変更があったときは、遅滞なく当行所定の手続きによって届け出ていただきます。

2 前項により届出があった場合、当行は「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。また、所定の手続きが完了した後でなければ投資信託または公共債の振替または換金、契約の解約のご請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。

3 第1項による変更後は、変更後の氏名または名称・住所もしくは共通番号等をもって、届出の氏名または名称・住所もしくは共通番号等とします。

4 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および第2項による当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客さまに通知することなく取引(インターネット取引含む)を制限することができます。

5 第4項によりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

(成年後見人等の届出)

第8条 家庭裁判所の審判により、補助・補佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

2 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当行に届け出てください。

3 すでに補助・補佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前二項と同様に届け出てください。

4 前三項の届出事項に取消しまたは変更が生じた場合にも同様に届け出てください。

5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。

(解約等)

第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。
- ② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。
- ③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。
- ④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。
- ⑤ お客様が、この規定の定め違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。
- ⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。
- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約

5 前四項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

(反社会的勢力との取引拒絶)

第9条 この規定に定める証券総合取引は、次条第2項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができるものとし、次条第2項各号のいずれかに該当する場合には、当行は証券総合取引をお断りするものとします。

(解約等)

第10条 証券総合取引に係る契約は、次の場合に解約されます。また、証券振替決済口座管理約款第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、お客様の投資信託または公共債を他の口座管理機関へお振替えください。証券振替決済口座管理約款第7条において定める振替を行えない場合は、当該投資信託または公共債を換金し、金銭によりお返しすることがあります。なお、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

- ① お客様から証券総合取引の解約のお申し出があったとき。
- ② お客様から証券振替決済口座の解約のお申し出があったとき。
- ③ 当行がお客様に催告したにもかかわらず、お客様が所定の手数料を支払わないとき。
- ④ お客様に相続の開始があったことを当行が知ったとき（この場合の相続手続きについては当行所定の方法によるものとします）。
- ⑤ お客様が、この規定の定め違反し、当行が是正を求めたにもかかわらず、お客様が違反されたままのとき。
- ⑥ 証券振替決済口座におけるお客様の投資信託または公共債の残高が、当行が定める一定期間以上ないとき。
- ⑦ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。

2 前項のほか、次の各号のいずれかに該当すると当行が判断し、お客様と取引を継続することが不適切である場合には、当行は証券総合取引を停止し、またはお客様に通知することにより、証券総合取引に係る契約

を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。

ホ その他イからニに準ずる行為。

3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金

を解約することができるものとします。この場合、当行は前項に準じて、お客様の投資信託および公共債については振替または換金の手続きを行います。なお、この契約の解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。また、この契約の解約によって生じた損害について、当行は責任を負いません。

① お客様が当行との取引開始時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。

② お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合。

イ 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

ロ 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

ハ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。

ニ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

ホ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

③ お客様が、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合

イ 暴力的な要求行為。

ロ 法的な責任を超えた不当な要求行為。

ハ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

ニ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為。

ホ その他イからニに準ずる行為。

3 第1項および第2項による投資信託または公共債の振替手続きが遅延したときは、遅延損害金として振替が完了した日までの手数料相当額をお支払いください。この場合、投資信託の償還金、解約金、収益の分配金または公共債の利金・償還金・買取代金などの預り金

があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(換金時の取扱い)

第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返しします。

(お客様情報等の取扱い)

第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報(米国納税者番号等)をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関  
(米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第13条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款等の変更)

第14条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭

があるときは、遅延損害金に充当しますが、不足額が生じたときは、直ちにお支払いください。

(換金時の取扱い)

第11条 前条に基づき、お客様の証券振替決済口座に記載または記録されている投資信託および公共債を換金するにあたっては、当行の定める方法により、お客様の指示に従って、換金を行ったうえ、金銭によりお返しします。

(お客様情報等の取扱い)

第12条 米国政府および日本政府からの要請により、当行は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)上の報告対象として次の各号のいずれかに該当する場合および該当する可能性があるとして当行が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報(氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報)を米国税務当局に提供することがありますが、この規定の交付をもって、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることおよび提供に必要なお客様の情報(米国納税者番号等)をお客様が開示することについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある個人、法人またはその他の組織
- ② 米国における納税義務のある個人が実質的支配者となっている非米国法人またはその他の組織
- ③ FATCAの枠組みに参加していない金融機関  
(米国内国歳入法第1471条および第1472条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。)

(合意管轄)

第13条 お客様と当行との間の投資信託または公共債の取引に関する訴訟については、取扱店の所在地を管轄する裁判所のうちから当行が所轄裁判所を指定することができるものとします。

(約款等の変更)

第14条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法548条の4の規定に基づき変更するものとします。

2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を店頭

表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。	表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。 3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。
平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 以上	平成 13 年 12 月制定 平成 18 年 12 月改定 平成 19 年 9 月改定 平成 22 年 9 月改定 平成 26 年 1 月改定 平成 27 年 1 月改定 平成 27 年 9 月改定 平成 28 年 1 月改定 平成 29 年 10 月改定 令和 5 年 10 月改定 令和 6 年 1 月改定 令和 7 年 1 月改定 令和 8 年 1 月改定 <u>令和 8 年 7 月改定</u> 以上

○証券振替決済口座管理約款 ※今回は改定なし

○投資信託自動けいぞく（累積）投資約款 ※今回改定なし

○投資信託定時定額買付取引約款 ※今回改定なし

○証券特定口座約款

<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等(特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、公共債(国債、地方債、政府保証債等)をいいます。</p> <p>2 前項のほか、法第 37 条の 11 の 6 に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために開設する特定口座(次条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出によ</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様(個人のお客様に限ります。)が株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)において、租税特別措置法(以下「法」といいます。)第 37 条の 11 の 3 第 1 項に規定する特定口座内保管上場株式等(特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされる上場株式等をいいます。以下同じ。)の譲渡に係る所得計算等の特例の適用を受けるために開設する特定口座に関する事項および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。なお、この約款における上場株式等とは、法第 37 条の 11 第 2 項に規定する上場株式等のうち、当行が取り扱う、国内非上場公募投資信託受益権(以下「投資信託」といいます。以下同じ。)および、公共債(国債、地方債、政府保証債等)をいいます。</p> <p>2 前項のほか、法第 37 条の 11 の 6 に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるために開設する特定口座(次条第 3 項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書の提出によ</p>
---	---

り開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。)における上場株式配当等(法第8条の4第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。)の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。

(特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の3に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座(証券振替決済口座管理規定第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。)を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、法第37条の11の4第1項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時まで、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第37条の11の6第2項および施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定を

り開設される「源泉徴収選択口座」に限ります。)における上場株式配当等(法第8条の4第1項に規定する「上場株式等の配当等」のうち、公共債の利子および投資信託の収益分配金に限ります。以下同じ。)の受領について、法第37条の11の6第4項第1号に規定される要件および当行との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

3 お客様と当行の間における、各サービス、取引等の内容や権利義務関係に関する事項については、諸法令およびこの約款に定めがある場合を除き、証券総合取引規定および同規定第2条各号に定める約款の定めるところにより取り扱うものとします。

(特定口座開設届出書の提出)

第2条 お客様が特定口座を開設する場合には、あらかじめ、第1号の書類を当行に提出するとともに、第2号の書類を提出することにより、特定口座の開設を申し込むものとし、当行がこれを承諾した場合に、特定口座の開設および特定口座を通じた取引を行うことができるものとします。ただし、当行に複数の特定口座を開設することはできないものとします。

① 特定口座開設届出書

② 租税特別措置法施行規則第18条の12第3項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類および関係諸法令に定めるその他一定の本人確認書類

2 特定口座の開設に際してお客様には、租税特別措置法施行令(以下「施行令」といいます。)第25条の10の3に基づき、氏名、生年月日、住所、個人番号等を告知いただき、前項第2号の書類により法その他の法令で定める本人確認を受けていただきます。

3 お客様が当行に特定口座を開設されるには、あらかじめ当行に証券振替決済口座(証券振替決済口座管理規定第1条に規定する証券振替決済口座をいいます。)を開設していただく必要があります。

4 お客様が特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について源泉徴収を希望される場合には、あらかじめ、当行に対し、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡等の時まで、法第37条の11の4第1項に定める当行所定の特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただきます。また、特定口座源泉徴収選択届出書が提出された翌年以降については、お客様からその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の時まで、源泉徴収の選択をやめる旨のお申し出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。なお、その年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の後には、当該年内に特定口座における源泉徴収選択の取扱いを変更することはできません。

5 お客様が当行に対して法第37条の11の6第2項および施行令第25条の10の13第2項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた上場株式等の配当等を特定上場株式配当等勘定(法第37条の11の6第4項第2号に規定する上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定を

います。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第17条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)  
第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場

います。以下同じ。)において受領される場合には、前項に規定されるその年最初の特定口座内保管上場株式等の譲渡の前であっても、その年最初に当該上場株式等の配当等の支払いが確定した日以後、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡による所得について、源泉徴収を希望しない旨の申し出をすることはできません。

6 第17条の規定に基づき特定口座が廃止された場合、同一年に再び当行に特定口座を開設することはできません。

(源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書等の提出)  
第3条 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けるためには、当行に前条に規定する特定口座を開設していただくとともに、前条第3項に規定する特定口座源泉徴収選択届出書を提出いただき、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出していただく必要があります。

2 お客様が、法第37条の11の6第1項に規定する源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例の適用を受けることをやめる場合には、上場株式等の配当等の支払確定日前の当行が定める日までに、当行に対して法第37条の11の6第3項および施行令第25条の10の13第4項に規定する源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただく必要があります。ただし、お客様が特定口座廃止届出書(施行令第25条の10の7第1項に規定されるものをいいます。以下同じ。)を提出される場合を除きます。

(特定保管勘定における振替口座簿への記載または記録)

第4条 特定口座内保管上場株式等の振替口座簿への記載または記録は、特定保管勘定(法第37条の11の3第3項第2号に定める特定口座に係る振替口座簿への記載または記録がされる上場株式等につき、当該振替口座簿への記載または記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)において行います。

(特定上場株式配当等勘定における処理)

第5条 第3条第1項の規定により源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定において処理します。

(特定口座を通じた取引)

第6条 特定口座を開設されたお客様が、当行との間で行う上場株式等の取引については、お客様から特に申し出がない限り、原則として特定口座を通じて行うものとします。

2 前項にかかわらず、法第37条の14第5項第1号に定める非課税口座(以下「非課税口座」といいます。)を開設されているお客様(購入に係る取引については、その年分の特定非課税管理勘定が当行の非課税口座に設けられているお客様に限ります。)は、上場株式等(国内非上場

公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第8条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の上場株式等のみを受入れます。なお、次の上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定に受入れしないことがあります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、または当行から取得した投資信託または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部もしくは一部を、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)により受け入れるもの(ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。)
- ③ お客様が、贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、所定の方法により、当行の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)により受け入れるもの。
- ④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方

公募株式投資信託受益権であって、特定非課税管理勘定に受入れ可能な銘柄に限ります。)の取引を非課税口座に設けられる特定非課税管理勘定で行うか、特定口座で行うかを選択するものとします。

(所得金額等の計算)

第7条 当行は、特定口座内保管上場株式等の譲渡に係る所得金額等の計算および源泉徴収選択口座内配当等に係る所得金額等の計算については、法その他関係諸法令の定めに基づき行います。

(特定口座に受入れる上場株式等の範囲等)

第8条 当行は、お客様の特定保管勘定においては、次の上場株式等のみを受入れます。なお、次の上場株式等であっても、当行の都合により特定保管勘定に受入れしないことがあります。

- ① 特定口座開設届出書の提出後に、当行で募集の取扱いにより取得した、または当行から取得した投資信託または公共債で、その取得後直ちに特定口座に受け入れるもの。
- ② 当行以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受け入れられている投資信託または公共債の全部もしくは一部を、当行所定の方法により、当行の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)により受け入れるもの(ただし、当行が取扱いしていない銘柄等は受入れしません。)
- ③ お客様が、贈与、相続(限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)または遺贈(包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除きます。以下同じ。)により取得した投資信託または公共債で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人または当該遺贈に係る包括遺贈者(以下「被相続人等」といいます。)が開設していた特定口座で管理されていた投資信託、もしくは公共債、または被相続人等が当行に開設していた非課税口座で管理されていた国内非上場公募株式投資信託受益権、または被相続人等が開設していた特定口座以外の口座に係る振替口座簿に記載または記録がされていた投資信託もしくは公共債で引き続きこれらの口座に係る振替口座簿に記載または記録がされているもので、所定の方法により、当行の特定口座に移管(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)により受け入れるもの。
- ④ お客様が、施行令第25条の10の5第2項の規定により開設された出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録がされている投資信託または公共債で、お客様からの出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出により当該出国口座から特定口座への移管により、そのすべてを受け入れるもの。
- ⑤ お客様が当行に開設されている特定口座で管理されている投資信託の分割または併合により取得するもので、当該分割または併合に係る投資信託の特定口座への受入れを、振替口座簿に記載または記録をする方法により行うもの。
- ⑥ お客様が当行に開設する非課税口座、または当行に開設する法第37条の14の2第5項第1号に規定する未成年者口座で管理されていた株式投資信託で、所定の方

法により、お客様が当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)

(源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲)

第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。)のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(譲渡の方法)

第10条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

(源泉徴収等・還付の方法)

第11条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。

2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(上場株式等の移管)

第12条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第14条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

(特定口座年間取引報告書等の通知)

法により、お客様が当行に開設される特定口座への移管により受け入れるもの(同一銘柄のうち一部のみを移管する場合を除きます。)

(源泉徴収選択口座で受け入れる上場株式等の配当等の範囲)

第9条 当行は、お客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、法第9条の3の2第1項に規定する投資信託の収益分配金または公共債の利子で同項の規定に基づき当行により所得税等を徴収するもの(当該源泉徴収選択口座が開設されている当行の営業所に係る振替口座簿に記載または記録がされている投資信託または公共債に係るものに限ります。)のみを受け入れます。

2 当行が支払いの取扱いをする前項の投資信託の収益分配金または公共債の利子のうち、当行が当該投資信託の収益分配金または公共債の利子をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもののみを、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受け入れます。

(譲渡の方法)

第10条 特定保管勘定において記載または記録がされている上場株式等の譲渡については、当行に対して譲渡する方法または当該譲渡に係る金銭の交付が当行の本支店を経由して行われる方法により行います。

(源泉徴収等・還付の方法)

第11条 当行は、お客様から特定口座源泉徴収選択届出書の提出を受けた場合、および源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出いただいた場合には、法、地方税法その他関係法令の規定に基づき、所得税および復興特別所得税の源泉徴収、地方税の特別徴収、ならびに還付を行います。

2 源泉徴収および特別徴収は証券総合取引規定第4条の規定により指定する指定預金口座からの引き落としにより行います。指定預金口座からの引き落としの際には、普通預金規定または当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および同払戻請求書または小切手の提出は省略するものとします。

3 源泉徴収した税金について還付を行う場合は、指定預金口座へ入金します。

(上場株式等の移管)

第12条 当行は、第8条第2号、第4号、第6号に規定する当行の特定口座への移管は、施行令の定めるところにより行います。

(贈与、相続または遺贈による特定口座への受入れ)

第13条 当行は、第8条第3号に規定する贈与、相続または遺贈による特定口座への上場株式等の受入れについては、施行令の定めるところにより行います。

(特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知)

第14条 特定口座から上場株式等の全部または一部の払出しがあった場合には、当行は、お客様に対し、施行令の定めるところにより当該払出しの通知を書面により行います。

(特定口座年間取引報告書等の通知)

第 15 条 当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に通知します。

2 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客様へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。

(届出事項の変更)

第 16 条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第 4 条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書(施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されるものをいいます。以下同じ。)により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更(移管)があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。

(特定口座の廃止)

第 17 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条の規定により、同規定第 2 条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。

② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

第 15 条 当行は、法第 37 条の 11 の 3 第 7 項に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を作成し、翌年 1 月 31 日までにお客様に通知します。

2 当行は特定口座年間取引報告書 2 通を作成し、1 通はお客様へ交付し、1 通は所轄の税務署に提出します。

3 前二項にかかわらず、お客様の特定口座において上場株式等の譲渡または配当等の受入れがなかった年の特定口座年間取引報告書については、お客様からの請求がない場合には、当行はお客様に通知しないことができることとします。

(届出事項の変更)

第 16 条 特定口座開設届出書の提出後に、証券総合取引規定第 7 条に規定する氏名、住所、個人番号その他の届出事項に変更があったときには、お客様は遅滞なく特定口座異動届出書(施行令第 25 条の 10 の 4 に規定されるものをいいます。以下同じ。)により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 特定口座を開設している当行の本支店または出張所の変更(移管)があったときは、施行令第 25 条の 10 の 4 の規定により、遅滞なく特定口座異動届出書を当行にご提出するものとします。

3 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第 1 項による届出および当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客さまに通知することなく取引(インターネット取引含む)を制限することができるものとします。

4 第 3 項によりお客さまに生じた損害について当行は責任を負いません。

(特定口座の廃止)

第 17 条 この契約は、証券総合取引規定第 10 条の規定により、同規定第 2 条に定める証券総合取引が解約されたとき、もしくは次の各号のいずれかの事由が発生したときは直ちに解約され、お客様の特定口座は廃止されるものとします。

① お客様が当行に対して特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当行がお客様に対してまだ交付していないもの(源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り)があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当行がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日(2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日)の翌日に提出されたものとみなします。

② 特定口座開設者死亡届出書(施行令第 25 条の 10 の 8 に規定されるものをいいます。)の提出があり、相続・遺贈の手続きが完了したとき。

<p>③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。</p> <p>(出国口座等)</p> <p>第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。</p> <p>2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年7月制定 平成 21 年 12 月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 令和 8 年 1 月改定 以上</p>	<p>③ やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>2 前項の規定に基づき特定口座が廃止されたときは、第3条の規定により源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出がされていたとしても、源泉徴収選択口座内配当等に係る所得計算および源泉徴収等の特例は適用されません。</p> <p>(出国口座等)</p> <p>第18条 前条第1項第4号に該当することとなるお客様は、施行令第25条の10の5第2項に定める要件を満たす場合、出国前に当行の特定口座に係る振替口座簿に記載または記録がされている上場株式等のすべてにつき、当行に開設される出国口座に係る振替口座簿に引き続き記載または記録をすることにより、帰国後、当行に再び開設される特定口座に当該上場株式等を移管することができます。</p> <p>2 前項に定める取扱いを希望されるお客様は、出国前に特定口座継続適用届出書を当行に提出し、帰国後、特定口座開設届出書および出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当行に提出するものとします。</p> <p>(法令・諸規則等の適用)</p> <p>第19条 この約款に定めのない事項については、第1条第2項の規定によるほか、法、地方税法、関係政省令、諸規則等に従って取り扱うものとします。</p> <p>2 特定口座に係る事項の細目については、関係法令およびこの規程に規定する範囲内で、当行が定めるものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 20 年7月制定 平成 21 年 12 月改定 平成 26 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 令和 8 年 1 月改定 <u>令和 8 年 7 月改定</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p>
---	---

○非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資に関する約款

旧	新
<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る</p>	<p>(約款の趣旨)</p> <p>第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法(以下、「法」といいます。)第9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得の非課税および法第37条の14に規定する非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例(以下「非課税口座に係る</p>

非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提出して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を通知します。

非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、株式会社富山第一銀行(以下「当行」といいます。)に開設された非課税口座に係る非課税上場株式等管理契約、非課税累積投資契約および特定非課税累積投資契約について、法第 37 条の 14 第 5 項第 2 号、第 4 号および第 6 号に規定する要件および当行との権利義務関係を明確にするための取り決めです。

2 お客様と当行との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「証券総合取引約款・規定集」その他の当行が定める契約条項および法その他の法令によります。

(非課税口座開設届出書等の提出)

第 2 条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当行に対して法第 37 条の 14 第 5 項第 1 号、第 10 項および第 19 項に基づき「非課税口座開設届出書」(既に当行以外の金融機関において非課税口座を開設しており、新たに当行に非課税口座を開設しようとする場合には、「非課税口座開設届出書」および「非課税口座廃止通知書」もしくは「勘定廃止通知書」、既に当行に非課税口座を開設している場合で当該非課税口座に勘定を設定しようとする場合には、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」)を提出するとともに、当行に対して法第 37 条の 11 の 3 第 4 項に規定する署名用電子証明書等を送信し、または租税特別措置法施行規則(以下「施行規則」といいます。)第 18 条の 15 の 3 第 19 項において準用する施行規則第 18 条の 12 第 3 項に基づき同項各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定める書類を提出して氏名、生年月日、住所および個人番号(お客様が租税特別措置法施行令(以下、「施行令」といいます。)第 25 条の 13 第 32 項の規定に該当する場合には、氏名、生年月日および住所。)を告知し、法その他の法令で定める本人確認を受ける必要があります。

ただし、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開しようとする年(以下「再開設年」といいます。)または特定累積投資勘定もしくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年 10 月 1 日から再開設年または再設定年の 9 月 30 日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

2 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、法第 37 条の 14 第 16 項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

3 当行が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当行はお客様に法第 37 条の 14 第 5 項第 10 号に規定する「非課税口座廃止通知書」を通知します。

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を通知します。

6 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

8 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

(個人番号未告知口座の取扱い)

第2条の3 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、当行の定める日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等

① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられていたとき

② 10月1日から12月31日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の翌年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられることとなっていたとき

4 お客様が当行の非課税口座に設けられるべき特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を他の金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以下「設定年」といいます。)の前年10月1日から設定年の9月30日までの間に、法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当行は当該変更届出書を受理することができません。

5 当行は、当該変更届出書を受理したときに非課税口座に設定年に係る特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には当該特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定を廃止し、お客様に法第37条の14第5項第9号に規定する「勘定廃止通知書」を通知します。

6 非課税口座を当行以外の他の証券会社または金融機関に開設し、もしくは開設していたお客様は、「非課税口座開設届出書(非勘定廃止通知書または非課税口座廃止通知書が添付されたものを除く。)」を当行に提出することはできません。

7 非課税口座の開設ができるのは、当該口座を開設する日の属する年の1月1日において満18歳以上である居住者または恒久的施設を有する非居住者のお客様に限られます。

8 2023年12月31日においてお客様が当行に非課税口座を開設しており、当該非課税口座に同年分の非課税管理勘定または累積投資勘定を設定している場合には、当行は、お客様が2024年1月1日において、当行と法第37条の14第5項第1号ハに定める特定非課税累積投資契約を締結したものとみなして、同日に特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定を設定します。ただし、同日において当行に、第3項に定める非課税口座廃止届出書の提出をしたお客様は除かれます。

(個人番号未告知口座の取扱い)

第2条の3 個人番号未告知等の理由により、お客様の非課税口座に2018年以降の非課税管理勘定または累積投資勘定が設定されていない場合は、当行の定める日に当行に対して「非課税口座廃止届出書」を提出していただいたものとみなし、同日をもって当該非課税口座を廃止させていただきます。

(特定累積投資勘定の設定)

第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等

につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限

につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2024年以後の各年(以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。)に設けられるものをいいます。以下同じ。)は勘定設定期間内の各年においてのみ設けられます。

2 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の1月1日(非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあつては、その提出の日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」または「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当行にお客様の非課税口座の開設または非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があつた日(特定累積投資勘定を設定しようとする年の1月1日前に提供があつた場合には、同日)において設けられます。

(特定非課税管理勘定の設定)

第3条の2 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定(この契約に基づき当該口座に記載もしくは記録または保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載もしくは記録または保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。)は第3条の特定累積投資勘定と同時に設けられます。

(非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定における処理)

第4条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた非課税管理勘定において処理いたします。

2 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理いたします。

3 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において処理いたします。

(特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲)

第5条 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当行と締結した累積投資契約(当行の「投資信託自動けいぞく(累積)投資規定」および「投資信託定時定額買付規定」に基づく契約をいいます。以下同じ。)に基づいて取得した次に掲げる上場株式等(法第37条の14第1項第2号イおよびロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等(公社債投資信託以外の証券投資信託)に係る委託者指図型投資信託約款(外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類)において施行令第25条の13第15項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限

り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該取得対価の額の合計額、同年において当該口座に受け入れている、第5条の2第1項第1号イの上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(同年の前年12月31日にお客様が特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  
第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① お客様が、第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(本号において、「受入期間」といいます。)に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもののうち、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる場合を除きます。

イ 第1項本文で定める取得対価の額の合計額および特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年12月31日にお客様が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている、第5条第1項第1号に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、第5条の2第1項第1号に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

り、以下、これを「特定累積投資上場株式等」といいます。)のみを受け入れます。

① 第3条第2項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間に受け入れた特定累積投資上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が120万円を超えないもの。ただし、特定累積投資上場株式等を当該口座に受け入れた場合に、当該取得対価の額の合計額、同年において当該口座に受け入れている、第5条の2第1項第1号イの上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額(同年の前年12月31日にお客様が特定累積投資勘定および特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が1,800万円を超えることとなるときにおける当該特定累積投資上場株式等を除きます。

② 施行令第25条の13第29項において準用する同条第12項第1号、第4号および第11号に規定する上場株式等

(特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲)  
第5条の2 当行は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① お客様が、第3条の2に基づき特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間(本号において、「受入期間」といいます。)に、当行が行う有価証券の募集(金融商品取引法第2条第3項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。)により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもののうち、受け入れた上場株式等の取得対価の額(購入した上場株式等についてはその購入の代価をいいます。)の合計額が240万円を超えないもの。ただし、当該上場株式等を当該口座に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなる場合を除きます。

イ 第1項本文で定める取得対価の額の合計額および特定非課税管理勘定基準額(当該属する年の前年12月31日にお客様が特定非課税管理勘定に受け入れている上場株式等の購入の代価の額に相当する金額として政令で定める金額をいいます。)の合計額が1,200万円を超える場合

ロ 当該受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額の合計額、当該受入期間に係る特定非課税管理勘定が設けられた日の属する年において当該口座に受け入れている、第5条第1項第1号に係る特定累積投資上場株式等の取得対価の額の合計額および特定累積投資勘定基準額の合計額が1,800万円を超える場合

② 施行令第25条の13第31項において準用する同条第12項各号に規定する上場株式等

2 特定非課税管理勘定には、第5条の2第1項第1号に掲げる上場株式等で次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄または上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第2条第14項に規定する投資口または特定受益証券発行信託の受益権で、同法第4条第1項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第67条第1項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）または信託法第3条第1号に規定する信託契約において法人税法第61条の5第1項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（施行令第25条の13第15項第2号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で、委託者指図型投資信託約款に、次の定めがあるもの以外のもの

イ 信託契約期間を定めないことまたは20年以上の信託契約期間が定められていること

ロ 収益の分配は、1月以下の期間ごとに行わないこととされており、かつ信託の計算期間ごとに行うこととされていること

（譲渡の方法）

第6条 非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載もしくは記録または保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当行への売委託による方法、当行に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行う同項に規定する单元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当行の営業所を経由して行う方法または法第37条の11第4項第1号もしくは第2号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭および金銭以外の資産の交付が当行の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第7条 法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定からの上場株式等の全部または一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座への移管に係るものを除きます。）があった場合（同項各号に規定する事由により取得する上場株式等で非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定または特定非課税管理勘定に受け入れなかったものであって、当該各勘定に受け入れた後直ちに当該各勘定が設けられた非課税口座から他の保管口座への移管による払出しがあったものとみなされるものを含みます。）には、当行は、お客様（相続または遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生

ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)

ずる贈与を含みます。)による払出しがあった場合には、当該相続または遺贈により当該口座に係る非課税口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者)に対し、当該払出しのあった上場株式等の法第 37 条の 14 第4項に規定する払出し時の金額および数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由およびその事由が生じた日等を書面または電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

(非課税管理勘定終了時の取扱い)

第8条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降5年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から非課税管理勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第25条の13第8項第2号に規定する書類の提出があった場合、またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管

(累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の1月1日以降 20 年を経過する日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から累積投資勘定の終了する年の別に定める期間までに当行に対して施行令第 25 条の 13 第 20 項において準用する同条第8項第2号に規定する書類の提出があった場合またはお客様が当行に特定口座を開設していない場合 一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合 特定口座への移管 (特定累積投資勘定終了時の取扱い)

第8条の3 本約款に基づき非課税口座に設定した特定累積投資勘定は、第2条第3項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)

継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第 8 条の 4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 (累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

第 9 条 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過するまでの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提出またはお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載し

継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 (特定非課税管理勘定終了時の取扱い)

第 8 条の 4 この約款に基づき非課税口座に設定した特定非課税管理勘定は、第 2 条第 3 項の規定により「非課税口座廃止届出書」を提出した場合、当該提出した日に終了いたします。

2 前項の終了時点で、特定非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「(非課税口座)帰国届出書」の提出があった日までの間に特定非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当行に対して施行令第 25 条の 10 の 2 第 14 項第 27 号に規定する書類の提出があった場合 特定口座への移管

② 前各号に掲げる場合以外の場合 一般口座への移管 (累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設定した場合の所在地確認)

第 9 条 当行は、お客様から提出を受けた第 2 条第 1 項の「非課税口座開設届出書」(「非課税口座開設届出書」の提出後に氏名または住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。)に記載または記録されたお客様の氏名および住所が、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項と同じであることを、基準経過日(お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定、または特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定を設けた日から 10 年を経過した日および同日の翌日以後 5 年を経過した日ごとの日をいいます。)から 1 年を経過する日までの間(以下「確認期間」といいます。)に確認いたします。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動書」の提出を受けた場合および「(非課税口座)継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該 1 年を経過するまでの間に「(非課税口座)帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

① 当行がお客様から住民票の写しその他施行規則第 18 条の 15 の 3 第 6 項に規定する住所等確認書類の提出またはお客様の同条第 7 項に規定する署名用電子証明書等の送信を受け、当該基準経過日における氏名および住所の告知を受けた場合 当該住所等確認書類または署名用電子証明書等に記載または記録がされた当該基準経過日における氏名および住所

② 当行からお客様に対して書類を郵送し、当該書類にお客様が当該基準経過日における氏名および住所を記載し

て、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（手数料）

第10条 法令・諸規則の変更等が行われ、または当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じた場合には、手数料をいただくことがあります。

（非課税口座取引である旨の明示）

第11条 お客様が当該各年の「特定累積投資勘定」または「特定非課税管理勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下本条において、「受入期間」といいます。）内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようする場合には、当該取得に係る注文等を行う際または累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま）。）。

2 特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもものから譲渡することとさせていただきます。

（異動、出国、死亡時の取扱い）

第12条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

① 住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第25条の13の2第1項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。

② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。

て、当行に対して提出した場合 お客様が当該書類に記載した氏名および住所

2 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名および住所が確認できなかった場合（第1項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以降、お客様の非課税口座に係る特定累積投資勘定ならびに特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名および住所を確認できた場合またはお客様から氏名、住所または個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（手数料）

第10条 法令・諸規則の変更等が行われ、または当局等の動向等を反映して、業務その他に影響が生じた場合には、手数料をいただくことがあります。

（非課税口座取引である旨の明示）

第11条 お客様が当該各年の「特定累積投資勘定」または「特定非課税管理勘定」が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの間（以下本条において、「受入期間」といいます。）内に、当行への買付けの委託により取得をした上場株式等、当行から取得した上場株式等または当行が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようする場合には、当該取得に係る注文等を行う際または累積投資契約を締結する際に、当行に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座または一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限りま）。）。

2 特定累積投資勘定に係る累積投資契約においては、受入期間内に取得することとなる上場株式等の取得対価の合計額が、120万円を超えることとなる累積投資契約は、締結することができません。

3 お客様が非課税口座および非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から、当行の非課税口座で保有している上場株式等を譲渡する場合には、先に取得したもものから譲渡することとさせていただきます。

（異動、出国、死亡時の取扱い）

第12条 次の各号に該当したときは、法令にもとづき、該当する届出書を提出していただきます。

① 住所、氏名、個人番号等に異動があった場合は、施行令第25条の13の2第1項の規定により、非課税口座異動届出書を提出していただきます。

② 出国により国内に住所および居所を有しないこととなった場合は、法第37条の14第22項第2号の規定により、出国届出書を提出していただきます。

③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日までの間で当行が定める日

③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く）法第 37 条の 14 第 26 項に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(届出事項の変更)

第 14 条 「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所または個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

(法令・諸規則等の適用)

第 15 条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 16 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 17 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁

③ 非課税口座開設者が死亡した場合は、施行令第 25 条の 13 の 5 の規定により、非課税口座開設者死亡届出書を提出していただきます。

(契約の解除)

第 13 条 次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日にこの契約は解除されます。

① お客様から法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合 当該提出日

② 法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合 出国日までの間で当行が定める日

③ お客様が出国により居住者または恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「(非課税口座)継続適用届出書」を提出した場合を除く）法第 37 条の 14 第 26 項に規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日(出国日)

④ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈(贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。)の手続きが完了し、施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合 当該非課税口座開設者が死亡した日

(届出事項の変更)

第 14 条 「非課税口座開設届出書」の提出後に、氏名、住所または個人番号その他の届出事項に変更があったときは、お客様は遅滞なく非課税口座異動届出書(施行令第 25 条の 13 の 2 第 1 項に規定されるものをいいます。)により当行に届け出ていただきます。また、その変更が氏名、住所または個人番号に係るものであるときは、お客様には「個人番号カード」等および運転免許証、印鑑登録証明書、戸籍抄本、住民票の写し、その他当行が必要とする書類等をご提出いただきます。

2 当行が届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発送した通知または送付書類が到達せず当行に返戻された場合は第1項による届出および当行所定の手続きが完了するまでの間、当行はお客様に通知することなく取引(インターネット取引含む)を制限することができるものとします。

3 第2項によりお客様に生じた損害について当行は責任を負いません。

(法令・諸規則等の適用)

第 15 条 この約款に定めのない事項については、法、地方税法、関係政省令および諸規則等に従って取り扱うものとします。

(免責事項)

第 16 条 お客様が第 14 条の変更手続きを怠ったこと、その他の当行の責めによらない事由により、非課税口座に係る税制上の取扱いおよびこの約款の変更等に関しお客様に生じた損害については、当行はその責めを負わないものとします。

(合意管轄)

第 17 条 この約款に関するお客様と当行との間の訴訟については、当行の本店または支店の所在地を管轄する裁

<p>判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 18 条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年1月改定 平成 27 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 平成 29 年 10 月改定 令和3年4月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>判所の中から、当行が管轄裁判所を指定できるものとします。</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第 18 条 この約款等は、法令の変更または監督官庁の指示、その他必要な事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき変更するものとします。</p> <p>2 前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を店頭表示、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知します。</p> <p>3 前二項による変更は、公表等の際に定める相当の期間を経過した日から適用するものとします。</p> <p style="text-align: right;">平成 26 年1月改定 平成 27 年1月改定 平成 27 年9月改定 平成 28 年1月改定 平成 29 年 10 月改定 令和3年4月改定 令和6年1月改定 令和7年1月改定 <u>令和 8 年 7 月改定</u></p> <p style="text-align: right;">以 上</p>
---	---

○未成年者口座及び課税未成年者口座開設に関する約款

※今回改定なし

以上